

定例監査結果報告書

1 監査の対象

財務に関する事務の執行
経営に関する事業の管理

2 監査の期日及び対象

令和5年 9月 21日	総合政策部、上・下水道部、会計課
令和5年 10月 23日	総務部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
令和5年 11月 22日	健康推進部
令和5年 12月 22日	教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関、福祉子ども部
令和6年 2月 2日	都市整備部
令和6年 2月 26日	市民生活部、議会事務局、農業委員会事務局
令和6年 3月 21日	本年度実施工事等の現地確認

3 監査の方法

作成された監査資料と契約書等の関係書類の照合を行うとともに、必要に応じて担当職員の説明を聴取した。

なお、監査に当たっては、市の事務処理が最少の経費で最大の効果をあげるようになされているか、また、市の組織及び運営の合理化に努めているかに配慮し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

上記のとおり監査を執行し、実施の範囲内においては、おおむね順調に執行されており、適正なものと認めた。